理学療法学教育モデル・コア・カリキュラム



公益社団法人 日本理学療法士協会 Japanese Physical Therapy Association

目 次

I	. 理学療法学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方	1
1	. 基本理念と背景	1
2	. モデル・コア・カリキュラムの位置づけ	3
3	. モデル・コア・カリキュラムにおける臨床実習	5
4	. 教育の方略, 評価等との関連	6
5	. 3つのポリシー明示への期待	7
Π	. 本編	8
理	学療法士教育を受けるための準備教育並びに科学的思考の基盤	8
Α	理学療法士として求められる基本的な資質・能力	8
	A-1) プロフェッショナリズム	8
	A-1-1)理学療法	8
	A-1-2)医療倫理と理学療法倫理	9
	A-1-3)対象者中心の視点	9
	A-1-4) 理学療法士としての使命,役割と責務	9
	A-2) 理学療法学の知識と技術	9
	A-2-1) 学修の在り方	9
	A-2-2) 理学療法の到達目標の熟知 (コンピテンシー)	10
	A-3)根拠に基づいた課題解決能力	10
	A-3-1) 課題対応力	10
	A-4) 質の保証と安全の管理	10
	A-4-1) 理学療法の質の保証	10
	A-4-2)安全性の管理	10
	A-5)生涯学習の励行	11
	A-5-1) 生涯学習への準備	11
	A-5-2) 自己研鑽の必要性と方法	11
	A-5-3)専門性の発展	11
	A-6) コミュニケーション能力	11
	A-6-1) 良好な人間関係の仕組みを知る	12
	A-6-2) 信頼関係の構築と協働作業の実践	12
	A-6-3)伝達内容の記録・保存	12
В	社会と理学療法	13
	B-1) 健康の概念	13
	B-1-1) 健康の概念並びに健康寿命	13

	B-2)健康と社会・環境	13
	B-2-1) 人的環境(専門職・非専門職)と生活並びに健康との関連	13
	B-2-2) ライフスタイルと健康との関連	13
	B-2-3) 自然災害と生活並びに健康との関連	13
	B-3) 社会保障制度	14
	B-3-1) 社会保障制度の種類と歴史	14
	B-3-2) 社会保障制度 (医療保険,介護保険,年金保険,労災保険など)について理解する	14
	B-3-3) 保健・医療・福祉の動向と施策	14
	B-3-4) 生活環境に関わる制度	14
	B-4)疾病予防と健康管理	14
	B-4-1) 予防の概念について理解する	15
	B-4-2) ストレスの原因と健康管理について理解する	15
	B-4-3) 各ライフスタイル評価と行動変容について理解する	15
	B-4-4) 個別指導と集団指導について理解する	15
	B-5) 理学療法と関連法規	15
	B-5-1) 理学療法士及び作業療法士法について理解する	15
	B-5-2)医療法ならびに関連職種の資格法について理解する	15
	B-5-3) 個人情報保護法について理解する	16
	B-5-4) コンプライアンス(法令遵守)について理解する	16
	B-6) 疫学・保健医療統計・研究	16
	B-6-1) 疫学統計について理解する	16
	B-6-2) 医療統計について理解する	16
	B-6-3) エビデンス (根拠) に基づく理学療法について理解する	17
	B-6-4) 研究倫理について理解する	17
	B-6-5) 研究方法について理解する	17
С	基礎医学	18
	C-1) 生物としての人間理解	18
	C-1-1) 細胞の構造と機能について理解する	18
	C-1-2) 三大分子の構造と機能について理解する	18
	C-1-3) 身体を構成する組織と器官の構造と機能について理解する	18
	C-2) 活動体としての人間理解	18
	C-2-1) 関節運動のメカニズムについて理解する	19
	C-2-2) 基本動作のメカニズムについて理解する	19
	C-2-3) 活動(運動)を実行するメカニズムについて理解する	19
	C-2-4) 活動(運動)を継続するメカニズムについて理解する	19
	C-2-5) 摂食嚥下のメカニズムについて理解する	19

	C-2-6) 活動 (行動) を営む上での精神・心理機能について理解する (モチベーション, 抑うつた	よど)
		19
	C-3) 各ライフステージの人間理解	20
	C-3-1) 胎生期における発達過程について理解する	20
	C-3-2) 乳・幼児期における発達過程について理解する	20
	C-3-3)小児期における発達過程について理解する	20
	C-3-4) 青年期における発達過程について理解する	20
	C-3-5) 成人期における発達過程について理解する	21
	C-3-6) 老年期における発達過程について理解する	21
	C-3-7) 人間発達過程における性差について理解する	21
	C-4) 人間の生活に影響する疾病・障害の理解	21
	C-4-1) 細胞・組織損傷(修復・再生も含む)について理解する	21
	C-4-2) 炎症について理解する	21
	C-4-3) 感染について理解する	21
	C-4-4) 呼吸器障害について理解する	22
	C-4-5) 循環障害について理解する	22
	C-4-6) 栄養・代謝障害について理解する	22
	C-4-7) 腫瘍について理解する	22
	C-4-8) 廃用症候群について理解する	22
	C-4-9) 老年症候群について理解する	23
	C-5) 薬物による人間の反応の理解	23
	C-5-1) 薬物の基本的事項について理解する	23
	C-5-2) 対象疾患に対する薬物療法について理解する	23
	C-5-3) 薬物の副作用と多剤服用(ポリファーマシー)症状について理解する	23
D	0 臨床医学	24
	D-1) 医学概論	24
	D-1-1) 医学の基本	24
	D-1-2) 疾病の概念	24
	D-2) 臨床医学総論	24
	D-2-1) 病理学概論	24
	D-2-2) 疾病の診断	24
	D-2-3)疾病の治療	25
	D-3) リハビリテーション医療	25
	D-3-1) 総論	25
	D-3-2) 健康と生活機能の評価	25
	D 2 9) リッピリテーション(計画)	0.5

	D-3-4) リハビリテーションチームと多職種連携	. 25
	D-4) 救急医学	. 26
	D-5) 臨床心理学	. 26
	D-5-1)基礎理論	. 26
	D-5-2) 発達心理および臨床心理	. 26
	D-6) 精神障害と臨床医学	. 26
	D-7) 骨関節障害と臨床医学	. 27
	D-8) 疼痛と臨床医学	. 28
	D-8-1) 急性痛	. 28
	D-8-2) 慢性疼痛	. 28
	D-9) 中枢神経の障害と臨床医学	. 28
	D-10) 末梢神経・筋の障害と臨床医学	. 29
	D-11) 小児の障害と臨床医学	. 29
	D-12) 内部障害と臨床医学	. 30
	D-12-1)呼吸器疾患	. 30
	D-12-2)循環器疾患	. 30
	D-12-3) 内分泌・代謝疾患	. 30
	D-12-4) 消化器疾患	. 31
	D-12-5)腎・泌尿器疾患	. 31
	D-12-6)生殖器疾患	. 31
	D-12-7) 血液疾患,自己免疫疾患	. 32
	D-13) がん関連障害と臨床医学	. 32
	D-14) 皮膚障害と臨床医学	. 32
	D-14-1) 熱傷	. 33
	D-14-2)褥瘡・創傷	. 33
	D-15) 老年期障害と臨床医学	. 33
Е	理学療法専門科目	. 34
	E-1) 基礎理学療法学	. 34
	E-1-1) 理学療法(学)の概論について理解する	. 34
	E-1-2) 共通する機能障害の病態やそのメカニズムを理解する	. 34
	E-2) 理学療法管理学	. 35
	E-2-1) 理学療法部門管理	. 35
	E-2-2) 理学療法倫理	. 35
	E-2-3) 理学療法教育	. 35
	E-3) 理学療法評価·臨床推論	. 36
	E-3-1) 理学療法評価・臨床推論の流れを理解する	. 36

	E-4) 基本的な理学療法評価技術	36
	E-4-1) 理学療法の基本的評価技術を修得する	36
	E-4-2) 理学療法の実施に関係する画像評価を理解する	37
	E-5) 基本的な理学療法治療技術	37
	E-5-1)リスク管理	37
	E-5-2)物理療法	37
	E-5-3) 義肢装具・福祉用具	38
	E-5-4)姿勢保持	38
	E-5-5) 運動療法・運動学習	38
	E-5-6) 患者・対象者(家族を含む)教育	39
	E-6)障害別の理学療法技術	39
	E-6-1) 骨関節疾患にかかる理学療法	39
	E-6-2) 中枢神経疾患にかかる理学療法	39
	E-6-3)末梢神経筋疾患にかかる理学療法	40
	E-6-4) 発達に関する理学療法	40
	E-6-5) 内部障害系疾患にかかる理学療法	41
	E-6-6) 疼痛に対する理学療法	41
	E-6-7)皮膚障害に対する理学療法	41
	E-6-8) がんのリハビリテーションにおける理学療法	42
	E-6-9) ウィメンズヘルス・メンズヘルスにおける理学療法	42
	E-6-10)精神疾患に対する理学療法	42
	E-6-11) その他の障害などについての理学療法	42
	E-7) 地域理学療法学	42
	E-7-1) 地域理学療法の概念と実際	42
	E-7-2) 災害時の理学療法	43
	E-7-3) 国際支援における理学療法	43
	E-7-4) 健康維持,健康増進における理学療法	43
	E-7-5) 介護予防における理学療法	43
	E-7-6) 緩和ケア・終末期医療における理学療法	43
	E-7-7) 産業理学療法における理学療法	44
	E-7-8) 学校保健および特別支援教育における理学療法	44
	E-7-9) スポーツ活動支援における理学療法	44
F	臨床実習	45
	F-1) 理学療法の対象者との関係性構築	45
	F-2) チーム内での多職種との関係性および理学療法士としての役割	45
	F-3) 理学療法プロセスの理解	45

F-4) 対	象者に対する理学療法実践	46
F-4-1	1)リスク管理	46
F-4-2	2) 理学療法評価	46
F-4-3	3) 理学療法治療技術	47
F-5) 地	域理学療法における臨床実習	48
付録資料。		49
資料1	他職種のモデル・コア・カリキュラムとの大項目対比表	49
資料2	モデル・コア・カリキュラム概念図	50
資料3	指定規則と本コア・カリキュラムとの対比表	50
資料4	国家試験出題基準と本コア・カリキュラムの対比表	51
後記		52
作成メンバ	バー	53

I. 理学療法学教育モデル・コア・カリキュラムの考え方

1. 基本理念と背景

理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則(以下,指定規則)について、平成11年(1999年)に大綱化と単位制導入を柱とし、総単位数93単位(うち,臨床実習18単位)に改正されて以降、その改正は行われていなかった。その間の社会状況は、介護保険制度の発足、地域包括ケアシステムの導入と大きく変化してきており、平成32年(2020年)4月実施に向け、指定規則の改正が行われることとなった。指定規則の改正に際しては、理学療法士に対する社会からの要請に鑑み、総単位数と臨床実習の質向上を目指した議論が行われた。

今回,指定規則改正の趣旨ならびに指定規則大綱化の趣旨を踏まえた上で,個々の科目を学修項目として提示するだけではなく,課程修了時の到達目標を目指し,理学療法士のコアとなる学修項目は何かを,社会に提示していくことを目的とし,モデル・コア・カリキュラムの改定を行った。モデル・コア・カリキュラムの策定にあたり,文部科学省内の委員会にて策定された他の医療職のモデル・コア・カリキュラム(医学教育,歯学教育,薬学教育,看護学教育)に準じて,大項目ならびに中項目を設定し、学修目標の検討を実施した(資料1,資料2)。

理学療法士に対する社会的要請としては、急性期は当然のこと、回復期、生活期における理学療法の提供だけではなく、福祉施設や在宅にわたる幅広い活動の場、さらには、障害を有する人びとに対する回復促進のための理学療法、および介護予防をはじめすべての予防的支援や健常者に対する健康増進など、対象の拡大がみられている。医療が高度化するなかで、ますます対象者の広がりは進むものと考えられるが、卒前教育を基盤としながらも、卒後にも何らかの形態で学び続けることで、多様な社会のニーズに対応できる理学療法士の育成が求められている。

さらに、(公社)日本理学療法士協会では、理学療法士の養成課程の4年制化(大学教育化)を目標として掲げている。したがって、理学療法専門領域の充実はもとより、科学的思考の基盤、さらには、社会への理解についての充実を図ることも重要と考えている。

上記のことを踏まえ、理学療法士の養成教育を対象としたモデル・コア・カリキュラムについては、現在(公社)日本理学療法士協会が理学療法教育ガイドライン(第1版)において示している「基本的理学療法を助言・指導を受けながら行えること」を卒前課程修了時点の到達目標として掲げ、その実現に向けて、多面的に到達目標などを整理することとした。また、医療従事者としての望ましい態度として、プロフェッショナリズムの観点から生涯学習の意義についても盛り込むこととした。

本モデル・コア・カリキュラムの作成は、日本理学療法士学会コア・カリキュラム委員会で検討を重ねて原案を作成した。その後、日本理学療法士学会内の各分科学会・部門から専門的意見を収集すると同時に日本理学療法士協会理事会で検討した内容を一次案とした。その後、この一次案についてパブリックコメントを求め、最終案としてまとめた。このような作成過程を経ることによって、モデル・コア・カリキュラムは理学療法士養成教育に対する社会的要請を反映した

ものとなっている。そして、将来的には、他の医療職と同様に文部科学省・厚生労働省における モデル・コア・カリキュラムの素地になるものと考えている。

2. モデル・コア・カリキュラムの位置づけ

理学療法士・作業療法士の養成施設においては、理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則がカリキュラム編成の基盤となっており、さらに、国家試験出題基準によって、カリキュラム編成の方向性が決定される。その状況下において、日本理学療法士協会が作成するモデル・コア・カリキュラムは、職能団体としての教育のあり方や新卒理学療法士が卒業時に最低限修得していると思える知識、技術、経験を社会的観点から担保するためにも、重要な意味を持つものである。また、指定規則改正によって各養成施設に義務づけられた第三者評価委員会における教育カリキュラムの査定指標として、本モデル・コア・カリキュラムの遵守状況が盛り込まれることで、社会に対する理学療法士養成の質の担保につながるものである。指定規則とモデル・コア・カリキュラムの関係性については、資料3に示した。

理学療法士の免許取得後には、日本理学療法士協会が実施する生涯学習システムにおいて、専門職(プロフェッション・Profession)としての研鑽を継続していくことが必要である。生涯学習システムにおける臨床研修制度および認定理学療法士などの認定制度に関わるコア・カリキュラムについては、アドバンスド・モデル・コア・カリキュラムとして策定されるものである。本モデル・コア・カリキュラムは、アドバンスド・コア・カリキュラムにつながる基本要件を提示している。

卒業要件・指定規則・コアカリ連関図



図1 卒業要件・指定規則とコア・カリキュラムとの関連性

そのような観点に留意してモデル・コア・カリキュラムを作成した。

①指定規則の中の7割程度を目安とした内容に絞る。

モデル・コア・カリキュラムは、すべての養成施設で同等の教育を実施することを目的とするのではなく、すべての養成施設において共通して取り組むべき「コア」の部分を抽出して体系的に整理することが重要であると考えられる。本モデル・コア・カリキュラムは、すべての養成施設の学修時間の概ね7割が構築できるものとして策定している。残り3割の学修内容については、各養成施設独自に設定するディプロマポリシーに基づいた教育が編成されることが求められる。その後の大学院教育などを見据えて、卒前教育の時から、理学療法学研究を志向し研究力を涵養する教育、地域包括ケアシステムを念頭に医療職としてだけでなく、福祉専門職を交えた多職種連携教育、実習の比率を高め実践力向上に比重を置いた実践型教育など、各養成施設の特色がカリキュラムに反映されることが望まれる。理学療法士としてのプロフェッショナリズム(Professionalism)を涵養する観点から、理学療法士としての学びのすべてが卒前教育において完了するものではなく、生涯学習の過程で修得していくことの比率は高いと思われる。その前提に立ち、卒前教育で修得すべきものは何かを十分に検討した上で、各養成施設独自のカリキュラムが構築されることを期待したい。

本モデル・コア・カリキュラムの「個別の科目を単位数として提示するのではなく、学修目標として提示する」という目的に則して、コンピテンシーを学修目標として記述するようにした。したがって、他職種と同様に、養成施設において作成するシラバスの各コマの学修課題欄において、本モデル・コア・カリキュラムの学修目標が満たされていることを明記することが求められる。

②養成施設指導ガイドラインに明記された必置機器備品で教育展開できる項目とする。

本モデル・コア・カリキュラムは、指定規則とともに「理学療法士作業療法士養成施設指導ガイドライン」において必置とされる機器備品による教育が可能なものに絞って策定している。したがって、備品などの必置基準を満たしている養成施設では、実習を含めて教育可能なものであることから、すべての養成施設において実施されることが期待される。

③国家試験出題基準との整合性を図る(資料4)。

理学療法士の養成施設を卒業することによって,理学療法士国家試験の受験資格が付与される。その観点から,国家試験の出題基準との整合性についても確認した。先の位置づけにおいても触れたが,本モデル・コア・カリキュラムは社会からの要請を反映したコンピテンシーとして策定していることから,国家試験の出題基準に比較してより詳細な項目も含まれている.したがって,日本理学療法士協会としても次期,国家試験の出題基準の改定については,モデル・コア・カリキュラムに基づく教育が各養成施設において実践されていることを確認した上で検討されることを厚生労働省に要望したい。

3. モデル・コア・カリキュラムにおける臨床実習

免許取得時に一定の臨床経験を有しておくことは、新卒者の臨床力担保の観点からしても不可欠である。一方、無資格である理学療法学生が臨床の場において、対象者に対して理学療法を実施することについては、一定の制約を設ける必要がある。臨床実習は、学内教育で修得した知識や技術などについて、学内教育では経験し得ない臨床の場で自ら実施することを通じて、より一層の理解を深め、技術修得を図るためには最適の場である。「知っている」、「理解している」の知識や技術の段階から、「適用」「実践できる」のコンピテンシーとしての修得を図る段階に至ることが重要である。そのためには、単に見学に留まることなく、実習生自らが、対象者と対峙することが大切であるが、対象者の権利保護の観点からして、その実施に際しては、十分に留意する必要がある。

「学生の水準に合わせた患者を診せる」のではなく、「理学療法の介入場面に学生が実習に臨む」ことが望ましい。したがって、臨床実習は診療参加型臨床実習として実施されることが重要である。診療参加型臨床実習に関して、文部科学省・厚生労働省の実態調査における定義では、「学生が医療チームの一員として実際に診療に参加し、より実践的な臨床能力を身に付ける臨床参加型実習であり、実習生が単独で行動したり、実習生の考えた診療内容を実施したりする担当型臨床実習や指導者の診療の横についているだけの見学型臨床実習ではなく、医療チームの立案した診療計画に基づき、指導者の監督・指導のもとで患者を受けもつなど診療に参加するもの」とされている。すなわち、チームが立案した診療内容が、指導者の監督・指導のもとで実施されることが大切である。また、臨床実習教育は卒前教育の一部として臨床実習施設で展開することによって、より教育効果を高める観点から実施されるものである。なお、単位認定に関わる評定などについては養成施設の責任において、確実に遂行されることが求められる。しかし、単に、単位を修得したことだけで臨床実習の履修を認めるのではなく、的確に臨床実習前の能力を確認して、臨床実習後の成長と対比できるように取り組むこと必要性がある。さらに、臨床実習前教育において、診療参加型臨床実習でいかに経験を積み重ねていくのかについての対策が大切であるが、臨床実習前能力の確認と共に各養成施設において取り組むことが期待される。

なお、臨床実習教育については、日本理学療法士協会として「臨床実習の手引き」を策定して おり、そのなかで、実習生が実施できる水準を提示している。コア・カリキュラムとしては、水 準1を経験実施することを学修目標の基本としている。

4. 教育の方略、評価等との関連

本コア・カリキュラムにおいては、教育方略や教育評価について、具体的に示しているわけではない。これらについては、各養成施設がカリキュラム編成方針に応じて実施するものであり、各養成施設の取り組みに期待するところである。しかし、卒後の生涯学習を継続する必要性がある理学療法士の教育のあり方に鑑みると、卒前養成教育が受動的な学習に終始してしまえば、生涯学習力の涵養につながらない可能性がある。したがって、アクティブラーニング、シミュレーション教育、ポートフォリオ評価などを取り入れることで、学生の生涯学習力を高めておくことが大事である。さらに、これらの教育手法の展開のためには、教員自身の研修に留まることなく、養成施設においても定期的に教員に対する Faculty Development(FD)などを実施し、教育力の向上に努めることが望まれる。

本コア・カリキュラムにおける表現内容については、下記の目的に応じて使い分けている。 ①学修のねらいについては、学修目標を考える上でいかなる目的を達するために、また、その後の学修目標を設定したのかを確認するために、原則として「理解する」との表現を用いている。 ②知識としての修得を求める事項については、アウトカム基盤型教育(Outcome Based Education; OBE)の観点より、原則的に「説明できる」、「列挙できる」などの学生の修得状況の評価成績を記述試験や口頭試問などで確認可能な表現を用いている。これらの項目については、講義や課題基盤型学習(Problem Based Learning; PBL)を通して、学生が理解するように教育することが望まれる。

③技術としての修得を求める事項については、原則的に「実施できる」という表現を用い、学生の修得状況の評価としては、実技試験(客観的臨床能力試験(Objective Structured Clinical Examination; OSCE)を含む)を用いる項目としている。これらの項目の修得に際しては、演習や実習を通して体験的に学修を深めることが望まれる。また、実際的に学生が行動として実践できるためには、その基盤としての知識が不可欠となり、知識としての「説明できる」は省略しているところもあるが、「説明するとともに実践できる」との意味に解釈されたい。

④臨床実習においては、無資格の実習生自身が単独で対象者を診ることは不適切であり、実習生として一定の条件下において診療に参画する臨床実習の形態が望ましい。また、最終的な総括的評価については、養成校のディプロマポリシーに基づき臨床実習後の評価を実施することが求められている。したがって、本コア・カリキュラムでは、実習生の形成的評価を実施する観点より、認知スキルについては「チーム内での考えを理解すること」、運動スキルについては「実習指導者の監督指導のもとで実施すること」を念頭におき、経験値を蓄積するとの意味合いで「実践する」と表現している。なお、「実施する」としている項目についても、実習生が単独で実践するのではなく、実習指導者の見守りのもとで実践するものである点に留意されたい。また、実習生が実際的に経験できる事項については、臨床実習で診る対象者によって制限されるため、ここで列挙した項目がすべて経験できるとは限らない。経験できる機会があったときには、可能な限り経験を積むことが望ましいことを含めて「実践する」としていると理解されたい。

5. 3つのポリシー明示への期待

大学においては、卒業認定・学位授与方針(ディプロマポリシー)、教育課程編成・実施方針(カリキュラムポリシー)、入学者受入方針(アドミッションポリシー)の3つの方針を一貫性あるものとして作成し、公表することが義務づけられている。理学療法士の養成施設には、大学学士課程だけではなく、専門学校の課程もあるが、すべての養成施設において、これらの3つのポリシーを作成して公表することが期待されている。さらに、ディプロマポリシーに加えて、ディプロマサプリメントを作成することも求められている。モデル・コア・カリキュラムは、卒前教育で修得すべき学修目標がディプロマサプリメントに概ね該当するので、卒業時点で確実に要件を満たしていることを各養成施設の責任において明示する必要がある。

Ⅱ. 本編

理学療法士教育を受けるための準備教育並びに科学的思考の基盤

理学療法士の養成施設への入学は、各養成施設が定めるアドミッション・ポリシーに基づき適切な入学者選抜が実施される必要がある。理学療法士教育における準備教育に関するモデル・コア・カリキュラムは提示していないが、高等教育として理学療法士養成施設で学ぶ学生の基本的な基礎的能力として、高等学校教育までに培われる学力の三要素を備えていることが望まれている。また、理科については、「化学、生物、物理」のいずれかを選択履修することになっていることから、入学してきたとしても特定の科目について未履修のことがあるのが現状である。未履修科目については、養成施設の責任で、補習教育を実施し、履修者と未履修者との格差が生じないように努め、すべての学生が理学療法士教育に臨めるようにすることが望ましい。さらに、指定規則において、科学的思考の基盤として一定の教育が求められている。この科学的思考の基盤については、次項目で述べる「理学療法士として求められる基本的な資質・能力」の涵養とともに、基礎的な教養教育が必要である。学修活動を推進するための各種リテラシー、語学、さらには、人文科学、社会科学、自然科学の基礎系総合科目が該当する。

A 理学療法士として求められる基本的な資質・能力

理学療法士として求められる基本的な資質・能力は、学士課程相応を卒業した医療職として、 生涯にわたり専門的知識・技術の向上と豊かな人間性を育み、チーム医療職の一員として、科学 的根拠に基づいた治療を対象者に提供できることである。

A-1) プロフェッショナリズム

あらゆる年齢、健康・障害レベル、生活の場を持つ人びとの健康で自立した幸福な生活の実現に貢献することを使命とする。対象者の尊厳を基軸とした理学療法の提供・発展に関わる素地を養う。

A-1-1) 理学療法

理学療法の定義を理解し、これから学ぶものがどのようなものかについて理解する基本的素地 を養う。

- ① 理学療法の定義について説明できる
- ② 理学療法とリハビリテーションの違いについて説明できる
- ③ 理学療法、理学療法学の学問的範囲ならびにその拡がりについて説明できる
- ④ 理学療法士としてのアイデンティティについて説明できる

A-1-2)医療倫理と理学療法倫理

医療および理学療法、理学療法研究における倫理ならびに倫理原則について学ぶ。

学修目標

- ① 医療および理学療法を取りまく倫理的課題を把握できる
- ② 生命倫理について説明できる
- ③ 臨床倫理について説明できる
- ④ 医療および理学療法の倫理に関する規範・原則を説明できる
- ⑤ 倫理原則を遵守して実践できる

A-1-3) 対象者中心の視点

対象者およびその家族など理学療法の受け手の基本的人権を守り、安全で責任のある理学療法 を提供する素地を養う。

学修目標

- ① 対象者の基本的権利を理解し説明できる
- ② 自己決定権の意義を踏まえながら対応できる
- ③ インフォームド・コンセントの意義と必要性を理解できる

A-1-4) 理学療法士としての使命, 役割と責務

社会構造や生活様式を理解し対象者のニーズにあった理学療法を提供し、生活の質の向上を図るとともに予防的な指導の使命を担うことを理解する。

学修目標

- ① 医療および理学療法の歴史的な流れとその意味を説明できる
- ② 理学療法士に求められるさまざまな役割、法的義務について説明できる
- ③ 社会的背景、多様な個人の価値観を認識し柔軟に対応できる
- ④ 状況に応じて説明責任を果たすことができる

A-2) 理学療法学の知識と技術

対象者の理学療法に必要かつ十分な知識を身につけ、家族、地域についても理解し、評価結果 に基づく根拠ある理学療法の実践の素地を養う。

A-2-1) 学修の在り方

対象者に必要な情報を客観的・批判的に統合整理し、根拠ある理学療法の実践に結び付けて考える思考過程能力を養う。

学修目標

① 講義,教科書,参考文献,論文等より重要事項や課題点・目標を設定できる

- ② 得られた情報を統合し、客観的・批判的に整理して自身の考えを表現できる
- ③ 実習で体験した内容を言語化し、ポートフォリオなどを作成できる

A-2-2) 理学療法の到達目標の熟知 (コンピテンシー)

理学療法士に必要な基本的能力を到達目標として熟知し、学修する能力を養う。 学修目標

- ① 基本的な能力を身につけるためのカリキュラムの選択と単位取得ができる
- ② 研究活動等に参加し卒業後の理学療法評価と治療につなぐことができる

A-3) 根拠に基づいた課題解決能力

未知の課題に対して多様な情報を収集し、倫理的、道徳的、科学的根拠に基づいた創造性をもった課題解決能力の素地を養う。

A-3-1) 課題対応力

自主的に課題を発見し、自己学習によって解決に向けて対応できる能力を養う。

学修目標

- ① 必要な課題を自主的に発見できる
- ② 課題の重要性・必要性に応じて優先順位を決定できる
- ③ 他者と協力して、課題の解決に向けた対処方法を見出すことができる
- ④ 課題の解決に向けた対応に参画できる

A-4) 質の保証と安全の管理

対象者および医療従事者にとって良質で安全な理学療法を提供するための素地を養う。

A-4-1) 理学療法の質の保証

良質な理学療法の提供に向けて、質を保証できる能力を養う。

学修目標

- ① 良質な理学療法の提供に向けて質を保証することの必要性を説明できる
- ② 理学療法の質を保証するための具体的な方法を説明できる
- ③ 理学療法の質を保証するための活動に参画できる

A-4-2) 安全性の管理

日常に起こる可能性のある医療事故 (インシデントを含む)やリスクを認識し、対象者にとって 安全な理学療法を保証できる能力を養う。

- ① 医療事故 (アクシデント・インシデント)・院内感染について説明できる
- ② 医療事故(インシデントを含む)が発生した場合の対応について説明できる
- ③ 医療の安全性を確保するための対応策について説明できる
- ④ 感染対策について説明ができる
- ⑤ 医療現場における清潔・不潔の概念について説明できる

A-5) 生涯学習の励行

理学療法専門職として理学療法の質の向上のために絶えず省察し、他の連携協働するすべての 人々と共に研鑽しながら、生涯にわたって学び続けることの意味を理解する。

A-5-1) 生涯学習への準備

キャリアを継続させて、生涯にわたり自己研鑽を続ける意義について学ぶ。

学修目標

- ① キャリアパス、キャリア開発の概念について説明できる
- ② 社会と理学療法の関連性について理解し、個々のキャリアパスの検討に活用することができる
- ③ 自らの卒業後のキャリアデザインを表現する。

A-5-2) 自己研鑚の必要性と方法

理学療法専門職の自己研鑽の必要性と方法を学ぶ。

学修目標

- ① 生涯にわたる自己研鑽の必要性が説明できる
- ② 日々の理学療法実践の省察の重要性が説明できる
- ③ 能力向上のために実施可能な学習方法を説明できる

A-5-3) 専門性の発展

対象者に必要な理学療法の質を担保し提供する基盤として,理学療法学研究の必要性を理解し, 理学療法学の知識体系の構築に関心を向け,学術研究活動について学ぶ。

学修目標

- ① 理学療法実践と研究の関連について説明できる
- ② 理学療法実践の根拠となる研究成果と実践への活用例が列挙できる
- ③ 理学療法学における研究の必要性・意義が説明できる

A-6) コミュニケーション能力

人間性豊かな自己形成を軸に心理・社会的背景を踏まえながら、人々と相互に信頼された関係

を築き、個々が意思決定する。お互いの考えを認知・共感・理解し、有効な関係を築くコミュニケーション能力を養う。

A-6-1) 良好な人間関係の仕組みを知る

人々の意思や考えを傾聴・理解したうえでわかりやすく伝達することで良好な人間関係を築く 能力を養う。

学修目標

① 人々の相互関係を成立させるコミュニケーション能力について説明できる

A-6-2) 信頼関係の構築と協働作業の実践

個々の特性を理解したうえで目標達成する能力を養う。

学修目標

- ① 良好な人間関係を作る条件や要因を考察できる
- ② 他者の意見を傾聴できる
- ③ 理解した結論に基づいた行動ができる

A-6-3) 伝達内容の記録・保存

常に安全な情報管理を行う能力を養う。

- ① 情報管理の必要性について説明できる
- ② 知り得た情報の発信,記録,保存に関して,情報漏洩などのリスク管理ができる

B 社会と理学療法

社会環境や社会制度との関係を意識し、自らの活動の場を考えられる理学療法士になるために、社会と理学療法との関係について学ぶ。

B-1) 健康の概念

理学療法士は、対象者の健康に関連した諸課題に向き合うことが求められる。その基本をなす 健康とは何かについて学ぶ。

B-1-1) 健康の概念並びに健康寿命

学修目標

- ① 健康の定義・概念について説明できる
- ② 健康に影響をもたらす決定要因について説明できる
- ③ 健康状態の多様性について説明できる
- ④ 健康寿命について説明できる

B-2) 健康と社会・環境

社会生活を行っている対象者に対して、理学療法を提供する観点から、社会環境の中と健康が どのように関係しているのかについて学ぶ。

B-2-1) 人的環境 (専門職・非専門職)と生活並びに健康との関連

学修目標

- ① 生活や健康に関わる専門職を列挙できる
- ② 生活や健康に関わる専門職の役割の違いが説明できる
- ③ 生活や健康に関わる非専門職について説明できる

B-2-2) ライフスタイルと健康との関連

学修目標

- ① 人生の各期において抱える健康面の課題について説明できる
- ② 人生の各期におけるライフスタイルの変化について説明できる

B-2-3) 自然災害と生活並びに健康との関連

- ① 自然災害時に生じる健康課題について説明できる
- ② 自然災害時の避難所における健康課題について説明できる
- ③ 復興支援期における健康課題について説明できる

④ 復興支援期における生活課題について説明できる

B-3) 社会保障制度

理学療法の実施は、関連する各種制度のもとで行われる。制度の適切な適用を図るためにも、 まずは、社会保障制度がどのようになっているのか、その中で、理学療法士が従事する場合には どのような留意点について学ぶ。

B-3-1) 社会保障制度の種類と歴史

学修目標

- ① 社会保障制度の種類について列挙できる
- ② 社会保障制度の歴史について説明できる

B-3-2) 社会保障制度(医療保険,介護保険,年金保険,労災保険など)について理解する 学修目標

- ① 医療保険制度について説明できる
- ② 介護保険制度について説明できる
- ③ 年金保険制度について説明できる
- ④ 労災保険制度について説明できる

B-3-3) 保健・医療・福祉の動向と施策

学修目標

① 保健・医療・福祉の施策の動向について説明できる

B-3-4) 生活環境に関わる制度

学修目標

- ① バリアフリーの概念について説明できる
- ② ユニバーサルデザインの概念について説明できる
- ③ バリアフリー, ユニバーサルデザインに関係する法制度について説明できる

B-4) 疾病予防と健康管理

疾病や外傷を防ぐという予防の重要性が示されている。理学療法士においても予防の面での関わりが求められるようになってきており、予防理学療法に通じる疾病予防や健康管理のあり方について学ぶ。

B-4-1) 予防の概念について理解する

学修目標

- ① 第一次予防について説明できる
- ② 第二次予防について説明できる
- ③ 第三次予防について説明できる

B-4-2) ストレスの原因と健康管理について理解する

学修目標

- ① 社会環境とストレスの関係について説明できる
- ② ストレスへの対処としての健康管理について説明できる

B-4-3) 各ライフスタイル評価と行動変容について理解する

学修目標

- ① ライフスタイルアセスメントについて説明できる
- ② 行動特性としてのコンプライアンスについて説明できる
- ③ 行動特性としてのアドヒアランスについて説明できる
- ④ 行動変容の段階について説明できる

B-4-4) 個別指導と集団指導について理解する

学修目標

- ① 個別指導のポイントについて説明できる
- ② 集団指導のポイントについて説明できる

B-5) 理学療法と関連法規

理学療法士及び作業療法士法ならびに関連職種に関する資格法との関係について理解し、法規による理学療法士の位置づけを学ぶ。また、理学療法士に関わる各種法規ならびにコンプライアンスについて学ぶ。

B-5-1) 理学療法士及び作業療法士法について理解する

学修目標

- ① 理学療法士及び作業療法士法について説明できる
- ② 法令に基づく理学療法士のあり方について説明できる

B-5-2) 医療法ならびに関連職種の資格法について理解する

- ① 医師法との関係について説明できる
- ② 保健師助産師看護師法との関係について説明できる
- ③ 医業類似行為に属する職種との違いについて説明できる
- ④ 多職種連携における対立・葛藤・意見調整 (コンフリクトマネジメント) について説明 できる

B-5-3) 個人情報保護法について理解する

学修目標

- ① 個人情報とは何かについて説明できる
- ② 個人情報の漏洩防止策について説明できる

B-5-4) コンプライアンス (法令遵守) について理解する

学修目標

- ① コンプライアンスとは何かについて説明できる
- ② コンプライアンス違反について説明できる
- ③ 医療広告ガイドラインならびに医療広告規制について説明できる

B-6) 疫学・保健医療統計・研究

疫学統計並びに医療統計の基礎を学修し、統計資料や研究論文を適切に読み解く能力を修得する。さらに、エビデンス(根拠)に基づく理学療法実践の展開力を身に付けるため、研究の基礎について、倫理的側面を含めて学ぶ。

B-6-1) 疫学統計について理解する

学修目標

- ① 疫学の必要性について説明できる
- ② 疫学研究の種類について説明できる
- ③ 疫学統計結果の読み方について説明できる

B-6-2) 医療統計について理解する

- ① 統計用語について説明できる
- ② 研究目的に応じた統計手法の選択について説明できる
- ③ 代表的な統計手法(平均値の差の検定,分散分析,相関,回帰,二元表に基づく解析)の結果の読み方について説明できる
- ④ サンプルサイズについて説明できる

B-6-3) エビデンス (根拠) に基づく理学療法について理解する

学修目標

- ① EBM のステップについて説明できる
- ② エビデンスレベルについて説明できる
- ③ 診療ガイドラインとはどのようなものかについて説明できる
- ④ 共有意思決定のあり方について説明できる

B-6-4) 研究倫理について理解する

学修目標

- ① 研究者倫理 (オーサーシップ, 研究不正などを含む)について説明できる
- ② 研究対象者に対する倫理的配慮について説明できる
- ③ 利益相反について説明できる
- ④ 研究倫理審査について説明できる

B-6-5) 研究方法について理解する

- ① 研究の意義について説明できる
- ② 研究疑問・研究仮説について説明できる
- ③ 研究疑問に応じた研究デザインについて説明できる
- ④ 研究疑問に基づき、先行研究を検索することができる
- ⑤ 先行研究を批判的吟味することができる

C 基礎医学

さまざまな側面から人間を理解する上で、また、理学療法の対象疾患・障害の病態や発生メカニズムを理解する上で不可欠である基礎医学的知識を学ぶ。

C-1) 生物としての人間理解

生命現象を細胞・分子レベルで理解できるようになるため、生命体の最小単位である細胞や、 人間の生命維持活動に必須の三大分子の構造と機能について修得する。さらに、身体を構成する 組織・器官を筋・骨格系(運動器)、神経系、内臓諸器官系に大別し、これらの構造と機能につい て学ぶ。

C-1-1) 細胞の構造と機能について理解する

学修目標

- ① 細胞の基本的な構造と機能について説明できる
- ② 細胞周期と細胞分裂について説明できる
- ③ 細胞死の種類とその基本的なメカニズムについて説明できる

C-1-2) 三大分子の構造と機能について理解する

学修目標

- ① アミノ酸とタンパク質の構造と機能について説明できる
- ② 糖質の構造と機能について説明できる
- ③ 脂質の構造と機能について説明できる

C-1-3) 身体を構成する組織と器官の構造と機能について理解する

学修目標

- ① 骨・関節の構造と機能について説明できる
- ② 骨格筋の構造と機能について説明できる
- ③ 神経(末梢・中枢神経系)の構造と機能について説明できる
- ④ 呼吸器(気管支,肺など)の構造と機能について説明できる
- ⑤ 循環器(心臓・血管など)の構造と機能について説明できる
- ⑥ 消化器(胃・腸・肝臓など)の構造と機能について説明できる
- ⑦ その他の内臓器(内分泌器・泌尿器・生殖器など)の構造と機能について説明できる

C-2) 活動体としての人間理解

人間はさまざまな活動(運動)を営むことができる生物ということを理解できるようになるため,人間の活動(運動)を細分化し、その基本的なメカニズムを学ぶ。

C-2-1) 関節運動のメカニズムについて理解する

学修目標

- ① 関節の種類とその構成要素について説明できる
- ② 四肢の関節運動のメカニズムについて説明できる
- ③ 体幹の関節運動のメカニズムについて説明できる

C-2-2) 基本動作のメカニズムについて理解する

学修目標

- ① 基本動作の種類(寝返り,起き上がり,立ち上がり,歩行)について説明できる
- ② 基本動作の発達過程について説明できる
- ③ 基本動作のメカニズムについて説明できる

C-2-3) 活動(運動)を実行するメカニズムについて理解する

学修目標

- ① 活動(運動)を実行する上で必要となる姿勢制御・運動制御の理論的背景について説明できる
- ② 随意運動の制御システムについて説明できる
- ③ 運動学習理論について説明できる
- ④ 運動学習の過程とそのモデルについて説明できる

C-2-4) 活動(運動)を継続するメカニズムについて理解する

学修目標

- ① 活動(運動)を継続する上で必要となる運動耐容能について説明できる
- ② 運動による呼吸の変化について説明できる
- ③ 運動による循環の変化について説明できる
- ④ 運動による代謝の変化について説明できる

C-2-5) 摂食嚥下のメカニズムについて理解する

学修目標

- ① 人間にとっての摂食嚥下の役割と意義について説明できる
- ② 摂食嚥下に関わる組織・器官について説明できる
- ③ 摂食嚥下を営むメカニズムについて説明できる

C-2-6) 活動(行動)を営む上での精神・心理機能について理解する(モチベーション,

抑うつなど)

学修目標

- ① モチベーションや不安・抑うつなどに関連する精神・心理機能のメカニズムについて説明できる
- ② 活動(行動)と身体,認知,感情(情動)の関連を説明できる
- ③ 活動(行動)による精神・心理機能の変化について説明できる

C-3) 各ライフステージの人間理解

胎児期、乳・幼児期、小児期、青年期、成人期、老年期といったライフステージを通した人間 理解のために、それぞれの発達過程を学ぶ。

C-3-1) 胎生期における発達過程について理解する

学修目標

- ① 受精のメカニズムについて説明できる
- ② 胎児の発達過程での機能・形態的変化について説明できる

C-3-2) 乳・幼児期における発達過程について理解する

学修目標

- ① 乳・幼児期における運動発達について説明できる
- ② 乳・幼児期における精神発達について説明できる
- ③ 乳・幼児期における言語発達について説明できる

C-3-3) 小児期における発達過程について理解する

学修目標

- ① 小児期における運動発達について説明できる
- ② 小児期における精神発達について説明できる
- ③ 小児期における言語発達について説明できる

C-3-4) 青年期における発達過程について理解する

- ① 青年期における身体構造の変化について説明できる
- ② 青年期における生理機能の変化について説明できる青年期に生じる心理・社会的変化について説明できる

C-3-5) 成人期における発達過程について理解する

学修目標

- ① 成人期における身体構造の変化について説明できる
- ② 成人期における生理機能の変化について説明できる
- ③ 成人期に生じる心理・社会的変化について説明できる

C-3-6) 老年期における発達過程について理解する

学修目標

- ① 老年期における身体構造の変化について説明できる
- ② 老年期における生理機能の変化について説明できる
- ③ 老年期に生じる心理・社会的変化について説明できる

C-3-7) 人間発達過程における性差について理解する

学修目標

- ① 第1次性徴・第2次性徴について説明できる
- ② 発達過程における性差について説明できる
- ③ ライフイベントの性差について説明できる

C-4) 人間の生活に影響する疾病・障害の理解

対象理解のために必要な病因・病態や生体反応について学ぶ。

C-4-1) 細胞・組織損傷(修復・再生も含む)について理解する

学修目標

- ① 細胞損傷と組織損傷について説明できる
- ② 壊死とアポトーシスについて説明できる
- ③ 傷害組織の修復過程ならびに再生過程について説明できる

C-4-2) 炎症について理解する

学修目標

- ① 炎症の定義・意義について説明できる
- ② 炎症反応のメカニズムについて説明できる

C-4-3) 感染について理解する

学修目標

① 感染症の分類について説明できる

- ② 感染経路について説明できる
- ③ 感染の予防について説明できる

C-4-4) 呼吸器障害について理解する

学修目標

- ① 呼吸器障害(拘束性, 閉塞性, 混合性)の違いとそれぞれの病因・病態について説明できる
- ② 低酸素血症および高炭酸ガス血症の病因・病態について説明できる
- ③ 酸塩基平衡障害(アルカローシス、アシドーシス)の病因・病態について説明できる

C-4-5) 循環障害について理解する

学修目標

- ① 血行障害(虚血, 充血, うっ血, 出血)の違いとそれぞれの病因・病態について説明できる
- ② 血栓症・塞栓症・梗塞の病因・病態について説明できる

C-4-6) 栄養・代謝障害について理解する

学修目標

- ① 糖代謝異常の病因・病態について説明できる
- ② タンパク質・アミノ酸代謝異常の病因・病態について説明できる
- ③ 脂質代謝異常の病因・病態について説明できる
- ④ 無機質代謝異常の病因・病態を説明できる

C-4-7) 腫瘍について理解する

学修目標

- ① 腫瘍の病因について説明できる
- ② 腫瘍の分類、グレード、ステージなどについて説明できる
- ③ 腫瘍の浸潤・転移・自立性増殖について説明できる
- ④ 悪液質について説明できる

C-4-8) 廃用症候群について理解する

- ① 廃用症候群の病因について説明できる
- ② 廃用症候群の分類について説明できる
- ③ 代表的な廃用症候群(褥瘡,関節拘縮,筋萎縮など)の病態について説明できる

C-4-9) 老年症候群について理解する

学修目標

- ① 老年症候群の分類について説明できる
- ② 代表的な老年症候群(認知症,フレイル,サルコペニアなど)の病態について説明できる

C-5) 薬物による人間の反応の理解

薬物の作用機序や投与方法,体内動態に関する基本的事項を理解した上で,対象疾患に関連した薬物療法の考え方について学ぶ。あわせて,薬物の副作用やその多剤服用(ポリファーマシー) 症状についても学ぶ。

C-5-1) 薬物の基本的事項について理解する

学修目標

- ① 薬物の作用機序について説明できる
- ② 薬物の投与方法について説明できる
- ③ 薬物の体内動態について説明できる

C-5-2) 対象疾患に対する薬物療法について理解する

学修目標

- ① 運動器系疾患に対する薬物療法について説明できる
- ② 神経系疾患に対する薬物療法について説明できる
- ③ 呼吸・循環器・代謝系疾患に対する薬物療法について説明できる
- ④ その他の疾患に対する薬物療法について説明できる

C-5-3) 薬物の副作用と多剤服用(ポリファーマシー)症状について理解する

- ① 薬物の副作用ついて説明できる
- ② 薬害について説明できる
- ③ 多剤服用 (ポリファーマシー) 症状について説明できる

D 臨床医学

主な疾患の病因,病態生理,症候,診断と治療を学ぶ。

D-1) 医学概論

医学の本質を学ぶ。

D-1-1) 医学の基本

学修目標

- ① 医学の歴史について説明できる
- ② 生命倫理について説明できる
- ③ 医の倫理(患者・対象者の権利,医療者の義務)について説明できる

D-1-2) 疾病の概念

学修目標

① 疾病の定義と分類について説明できる

D-2) 臨床医学総論

主な疾患の病因,病態生理,症候,診断と治療を学ぶ。

D-2-1) 病理学概論

学修目標

- ① 病因論(内因・外因を含む)について説明できる
- ② 病理学的変化(血行障害,進行性・退行性病変,炎症・感染・免疫・アレルギー,腫瘍・ 新生物,奇形・遺伝を含む)について説明できる
- ③ 廃用症候群について説明できる
- ④ 生体反応(ホメオスターシス、ストレス)について説明できる

D-2-2) 疾病の診断

- ① 問診,身体所見,記録について説明できる
- ② 生化学検査について説明できる
- ③ 生理検査について説明できる
- ④ 画像検査(Xp,CT,MRI,超音波エコー)について説明できる

D-2-3) 疾病の治療

学修目標

- ① 薬物療法について説明できる
- ② 外科的治療について説明できる
- ③ 栄養管理について説明できる

D-3) リハビリテーション医療

リハビリテーションに関わる障害の評価と治療を学ぶ。

D-3-1) 総論

学修目標

- ① リハビリテーションの理念について説明できる
- ② リハビリテーション医療の定義と歴史について説明できる
- ③ リハビリテーション医療の特徴について説明できる

D-3-2) 健康と生活機能の評価

学修目標

- ① 医学的情報(病理・生理・画像診断を含む)について説明できる
- ② 心身機能・身体構造について説明できる
- ③ 活動について説明できる
- ④ 社会参加について説明できる
- ⑤ 背景因子(環境因子および個人因子)について説明できる

D-3-3) リハビリテーション計画

学修目標

- ① リスク管理について説明できる
- ② 機能的帰結の予測について説明できる
- ③ リハビリテーションプログラムの立案について説明できる

D-3-4) リハビリテーションチームと多職種連携

- ① リハビリテーションチームについて説明できる
- ② チーム医療・多職種連携について説明できる

D-4) 救急医学

緊急を要する病態や疾患・外傷の基礎的な知識と考え方を学ぶ。心肺蘇生・応急処置について 学ぶ。

学修目標

- ① 救急医療体制について説明できる
- ② 症候群(意識低下,けいれん,失神,めまい,呼吸困難,胸痛, 動機,急性肺障害・急性呼吸促迫症候群,嘔気・嘔吐,腹痛,頭痛,咽頭痛,腰背部痛, 全身性炎症反応症候群)について説明できる
- ③ 心肺蘇生・応急処置の方法について説明できる

D-5) 臨床心理学

人の行動と心理を理解するための基礎的な知識と考え方を学ぶ。

D-5-1) 基礎理論

学修目標

- ① 歴史について説明できる
- ② 防衛機制と転移について説明できる
- ③ 学習,記憶,行動について説明できる

D-5-2) 発達心理および臨床心理

学修目標

- ① 児童・青年期心理について説明できる
- ② 成人・高齢者心理について説明できる
- ③ 患者・対象者心理について説明できる
- ④ 臨床心理検査法について説明できる
- ⑤ 心理療法およびカウンセリングについて説明できる

D-6) 精神障害と臨床医学

精神障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる

- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 精神障害の一般的疾患について説明できる
 - 器質性精神障害(症状性を含む)
 - 精神作用物質使用による精神および行動の障害
 - 統合失調症,統合失調様障害および妄想性障害
 - 気分障害 (感情障害) (躁うつ病, うつ病を含む)
 - 神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害
 - 生理的障害および身体的要因に関連した行動症候群(摂食障害,非器質性睡眠障害 を含む)
 - 成人のパーソナリティ〈人格〉および行動の障害
 - 精神遅滞(知的障害)
 - 心理的発達の障害(広汎性発達障害,特異的発達障害を含む)
 - 小児期及び青年期に通常発症する行動および情動の障害(注意欠如・多動性障害など)
 - てんかん

D-7) 骨関節障害と臨床医学

骨関節障害を引き起こす主な疾患の病因,病態生理,症候,診断と治療を学ぶ。

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 骨関節障害の一般的疾患について説明できる
 - 変形性関節症,人工関節置換術後
 - 骨折,脱臼,靭帯損傷
 - 関節リウマチとその近縁疾患
 - スポーツ損傷
 - 脊椎疾患(椎間板ヘルニア,脊椎症を含む)
 - 腰痛症
 - 切断(先天奇形を含む)
 - 肩関節疾患(肩関節周囲炎,腱板損傷を含む)
 - 骨粗鬆症

- 骨壊死性疾患
- 先天異常,系統疾患(骨端症を含む)
- 骨軟部腫瘍

D-8) 疼痛と臨床医学

痛みを引き起こす主な疾患の病因,病態生理,症候,診断と治療を学ぶ。

D-8-1) 急性痛

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる

D-8-2) 慢性疼痛

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 慢性疼痛の分類について説明できる
 - 一次性慢性疼痛(非特異的腰痛,線維筋痛症などを含む)
 - がん性慢性疼痛
 - 術後および外傷後慢性疼痛(複合性局所疼痛症候群; CRPS などを含む)
 - 慢性神経障害性疼痛(帯状発疹後神経痛,三叉神経痛,視床痛,幻視痛などを含む)
 - 慢性筋骨格系痛
 - その他の慢性疼痛(慢性頭痛、慢性口腔顔面痛、慢性内臓痛などを含む)

D-9) 中枢神経の障害と臨床医学

中枢神経の障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる

- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 中枢神経の障害を引き起こす一般的疾患について説明できる
 - 脳血管疾患(頭蓋内出血,脳梗塞を含む)
 - 感染・炎症性疾患(脳炎、髄膜炎、ヒト免疫不全ウイルス〈HIV〉による精神障害 を含む)
 - 神経変性疾患 (Parkinson 病とその関連疾患, 脊髄小脳変性症〈SCD〉, 運動ニューロン疾患, 認知症, 多発性硬化症〈MS〉)
 - 神経免疫疾患(多発性硬化<MS>, Guillain-Barre 症候群<GBS>, 重症筋無力症<MG>)
 - 外傷(外傷性脳損傷〈TBI〉, 脊髄損傷)
 - 腫瘍
 - てんかん
 - 視覚・聴覚障害

D-10) 末梢神経・筋の障害と臨床医学

末梢神経・筋の障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

学修目標

- ① 疫学、予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 末梢神経・筋の障害を引き起こす一般的疾患について説明できる
 - 筋疾患・神経筋接合部疾患(多発性ニューロパチー,筋ジストロフィーなど)
 - 外傷(絞扼性神経障害を含む)
 - 腫瘍

D-11) 小児の障害と臨床医学

小児の障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 小児の障害を引き起こす一般的疾患について説明できる

- 脳性麻痺
- 水頭症〈Arnold-Chiari 奇形など〉
- 二分脊椎
- 悪性腫瘍
- 遺伝子病,染色体異常,系統疾患(先天奇形,Down症候群を含む)
- 自閉症スペクトラム

D-12) 内部障害と臨床医学

内部障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

D-12-1) 呼吸器疾患

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な呼吸器疾患について説明できる
 - 慢性閉塞性肺疾患〈COPD〉
 - 間質性肺炎
 - 誤嚥性肺炎など

D-12-2) 循環器疾患

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な循環器疾患について説明できる
 - 心臟疾患(心筋梗塞,狭心症)
 - 大血管疾患(大動脈瘤,大動脈解離)
 - 末梢動脈疾患

D-12-3) 内分泌·代謝疾患

学修目標

① 疫学、予後について説明できる

- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な内分泌・代謝疾患について説明できる
 - ホルモン機能亢進症,機能不全症
 - 糖尿病
 - 肥満症

D-12-4) 消化器疾患

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な消化器疾患について説明できる
 - 肝炎
 - 腫瘍

D-12-5) 腎·泌尿器疾患

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な腎・泌尿器疾患について説明できる
 - 腎不全
 - 下部尿路疾患

D-12-6) 生殖器疾患

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な生殖器疾患について説明できる

- 乳がん,子宮がん,卵巣がん
- 前立腺がん

D-12-7) 血液疾患, 自己免疫疾患

学修目標

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 一般的な血液疾患・自己免疫疾患について説明できる
 - 貧血
 - 膠原病

D-13) がん関連障害と臨床医学

がん関連障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

学修目標

- ① 疫学、予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ がん関連障害の一般的疾患について説明できる
 - 肺がん
 - 消化器がん
 - 乳がん
 - 血液がん
 - 骨軟部腫瘍
 - 脳腫瘍
 - 頭頸部がん
 - その他腫瘍

D-14) 皮膚障害と臨床医学

皮膚障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

D-14-1) 熱傷

学修目標

- ① 疫学について説明できる
- ② 病理,病態,症候について説明できる
- ③ 検査(画像,生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる

D-14-2) 褥瘡・創傷

学修目標

- ① 疫学について説明できる
- ② 病理,病態,症候について説明できる
- ③ 検査(画像,生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる

D-15) 老年期障害と臨床医学

老年期障害を引き起こす主な疾患の病因、病態生理、症候、診断と治療を学ぶ。

- ① 疫学,予後について説明できる
- ② 病因,症候について説明できる
- ③ 検査(画像・生理検査を含む),診断,治療について説明できる
- ④ リハビリテーション医療について説明できる
- ⑤ 老年期障害の一般的疾患について説明できる
 - 老年症候群(サルコペニアを含む)および虚弱(フレイルを含む)
 - 認知症
 - うつ状態
 - 末梢循環障害
 - 誤嚥性肺炎
 - 骨粗鬆症,骨折
 - せん妄
 - 摂食嚥下障害
 - ターミナルケア

E 理学療法専門科目

理学療法士としての専門的知識,技術を修得する。理学療法の基礎および疾病の種類に関係なく共通する理学療法評価・治療の基本的な知識・技術を修得する。また、各疾病の特性を考慮した個別の理学療法についても知識・技術の修得を図る。代表的な疾患については、知識の修得に留まらず、演習・実習を通して、実技面での修得に努める。

E-1) 基礎理学療法学

理学療法を科学的に理解するとともに,臨床において効果的な理学療法を実践する上で必要となる理学療法の基本的事項について学ぶ。

E-1-1) 理学療法(学)の概論について理解する

学修目標

- ① 理学療法の概要について説明できる
- ② 理学療法の歴史について説明できる
- ③ 理学療法の役割について説明できる
- ④ 理学療法の過程について説明できる
- ⑤ 「理学療法モデル」について説明できる
- ⑥ 理学療法の職域について説明できる
- ⑦ 各病期(急性期,回復期,生活期,介護・終末期)における理学療法の意義や目的について説明できる
- ⑧ 理学療法士の職能について説明できる
- ⑨ 理学療法士の教育課程について説明できる
- ⑩ 理学療法学としての研究について説明できる

E-1-2) 共通する機能障害の病態やそのメカニズムを理解する

- ① 疼痛の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ② 筋緊張異常の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ③ 関節可動域制限の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ④ 筋力低下の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ⑤ 創傷, 靭帯損傷の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ⑥ 骨損傷(骨折、疲労骨折など)の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ⑦ 運動麻痺の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ⑧ 感覚異常の病態とそのメカニズムについて説明できる
- ⑨ 平衡機能低下の病態とそのメカニズムについて説明できる

⑩ 認知機能低下の病態とそのメカニズムについて説明できる

E-2) 理学療法管理学

理学療法の職場管理において求められる管理業務の基本、臨床教育の基本について学ぶ。

E-2-1) 理学療法部門管理

学修目標

- ① 理学療法の実施とその対価(診療報酬・介護報酬など)について説明できる
- ② 理学療法の実施後の診療記録と書類管理(電子カルテなどを含む)について説明できる
- ③ 理学療法の実施における他職種との業務調整(処方内容の確認,他職種への申し送り) について説明できる
- ④ 理学療法の実施に関わるカンファレンスについて説明できる
- ⑤ 理学療法機器の保守点検・安全管理について説明できる
- ⑥ 理学療法機器の配置計画(職場環境デザインを含む)について説明できる
- ⑦ 人事考課 (職員採用・昇格審査など)について説明できる
- ⑧ 労務管理(勤務時間・休暇管理など)について説明できる

E-2-2) 理学療法倫理

学修目標

- ① コンプライアンス・法令違反について説明できる
- ② ハラスメントについて説明できる
- ③ 医療広告ガイドラインについて説明できる
- ④ 対象者・他職種との利害衝突ならびにコンフリクトマネジメントについて説明できる

E-2-3) 理学療法教育

- ① 理学療法士養成教育の歴史について説明できる
- ② 理学療法士養成教育の内容について説明できる
- ③ 理学療法士国家試験の出題基準について説明できる
- ④ 診療参加型臨床実習について説明できる
- ⑤ 臨床実習前後の評価(OSCE等)について説明できる
- ⑥ 臨床教育の方法 (メンター制,プリセプター制など)について説明できる
- ⑦ 生涯学習制度について説明できる

E-3) 理学療法評価·臨床推論

EBPT につながる基本として、理学療法士が行う検査測定結果から目標設定、理学療法プログラムの立案につながる臨床推論の基本的な流れが展開できる素地を養う。

E-3-1) 理学療法評価・臨床推論の流れを理解する

学修目標

- ① 理学療法評価の目的と評価方法について説明できる
- ② 理学療法評価実施前のスクリーニング検査について説明できる
- ③ 理学療法評価を実施する時期について説明できる
- ④ 理学療法評価に基づく治療計画立案までのプロセスが説明できる。
- ⑤ 理学療法実施に関わる情報の整理の仕方が説明できる
- ⑥ 理学療法実施に関わる情報の整理ができる
- ⑦ 理学療法の目標設定の仕方が説明できる
- ⑧ 理学療法プログラムの立案の仕方が説明できる
- ⑨ 診療ガイドラインについて説明できる
- ⑩ 理学療法の実施記録について説明できる

E-4) 基本的な理学療法評価技術

疾病に関係なく理学療法士が実施する種々の機能低下を把握するための検査測定技法を修得し, その結果の解釈について学ぶ。

E-4-1) 理学療法の基本的評価技術を修得する

- ① バイタルサイン(血圧,脈拍,呼吸数など)が確認できる
- ② 医療面接時のポイントを説明できる
- ③ 適切な医療面接が実施できる
- ④ 機能形態計測(四肢長、周径など)が実施できる
- ⑤ 関節可動域制限の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑥ 筋力低下の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑦ 筋緊張異常の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑧ 持久性低下の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑨ 感覚異常の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑩ 疼痛 (急性痛,慢性疼痛)の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑪ 姿勢異常(臥位,座位,立位)の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ② 運動能力低下,動作能力低下の程度と関連要因を把握する評価が実施できる

- ③ 起居移動動作能力低下の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ④ バランス・平衡機能低下の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑤ セルフケア能力低下の程度と関連要因を把握する評価が実施できる
- ⑥ 住環境(生活環境)の課題を把握する評価が実施できる

E-4-2) 理学療法の実施に関係する画像評価を理解する

学修目標

- ① レントゲン画像から理学療法実施上の留意点について説明できる
- ② CT,MRI 画像から理学療法実施上の留意点について説明できる
- ③ 超音波エコー画像から理学療法実施上の留意点について説明できる
- ④ ビデオなどの動作解析画像から理学療法実施上の留意点について説明できる
- ⑤ 心電図波形から理学療法実施上の留意点について説明できる
- ⑥ 筋電図波形から理学療法実施上の留意点について説明できる

E-5) 基本的な理学療法治療技術

安全かつ効果的な理学療法が提供できるように、疾患・障害に関係なく適用される基本的な技術について、知識を修得すると共に、学内実習・演習を通して、実施できるようにすることが求められる。特に、「実施できる」「使用する」「実際に行う」とする項目については、実技能力としての修得を確認することが求められる。

E-5-1) リスク管理

学修目標

- ① 理学療法場面で起こりえる医療事故(インシデントを含む)やリスクを列挙できる
- ② 理学療法関連機器の安全点検・整備について説明できる
- ③ 一次救命処置(BLS)について説明できる
- ④ 一次救命処置 (BLS) が実施できる

E-5-2) 物理療法

- ① 物理療法の種類を説明できる
- ② 物理療法(温熱療法,寒冷療法,光線療法,超音波療法,電気刺激療法,牽引療法)の 適応について説明できる
- ③ 物理療法(温熱療法,寒冷療法,光線療法,超音波療法,電気刺激療法,牽引療法)の 禁忌について説明できる
- ④ 物理療法(温熱療法,寒冷療法,光線療法,超音波療法,電気刺激療法,牽引療法)の

実施方法について説明できる

物理療法(温熱療法,寒冷療法,光線療法,超音波療法,電気刺激療法,牽引療法)を 実際に使用する

E-5-3) 義肢装具·福祉用具

学修目標

- ① 義肢装具の種類を説明できる
- ② 義肢装具の適応について説明できる
- ③ 義肢装具の適合性の確認について説明できる
- ④ 義肢装具のアライメント調整ができる
- ⑤ 福祉用具の種類を説明できる
- ⑥ 福祉用具の適用について説明できる
- ⑦ 車いすの種類を説明できる
- ⑧ 車いすの適用について説明できる
- ⑨ 車いすの調整(車いす用クッションを含む)を行う
- ⑩ リフトの使用について説明できる

E-5-4) 姿勢保持

学修目標

- ① ポジショニングのポイントを説明できる
- ② 適切な臥床姿勢を保持させることができる
- ③ 臥床姿勢のチェック(体圧分散の確認を含む)が実施できる
- ④ シーティングのポイントを説明できる
- ⑤ 適切な座位姿勢を保持させることができる
- ⑥ 座位姿勢のチェック (座圧分散の確認を含む) が実施できる

E-5-5) 運動療法・運動学習

- ① 関節可動域制限に対する運動療法が実施できる
- ② 筋力低下に対する運動療法が実施できる
- ③ 筋緊張異常に対する運動療法が実施できる
- ④ 持久力低下に対する運動療法が実施できる
- ⑤ 感覚異常に対する運動療法が実施できる
- ⑥ 姿勢異常(臥位,座位,立位)に対する運動療法が実施できる
- ⑦ 運動能力低下・動作能力低下に対する運動療法が実施できる

- ⑧ 起居移動動作能力低下に対する運動指導が実施できる
- ⑨ バランス・平衡機能低下に対する運動療法が実施できる
- ⑩ セルフケア能力低下に対する生活指導が実施できる

E-5-6) 患者・対象者(家族を含む)教育

学修目標

- ① 患者・対象者教育の必要性について説明できる
- ② 患者・対象者教育に必要なプロセスを説明できる
- ③ 患者・対象者教育実施時の留意点について説明できる
- ④ セルフケアや自主練習の目的と必要性について説明できる
- ⑤ 疾患および機能不全に応じたリスクや注意事項などを説明できる
- ⑥ 患者・対象者の動機づけを引き出す為に必要なポイントを説明できる

E-6) 障害別の理学療法技術

代表的な疾患については、その理学療法経過について理解する。なお、それぞれの疾患別に、 実習を含めて取り組むことを想定する①「実施できる」とするものと、講義に留めても構わない ②「説明できる」とに区分して整理し列挙している。

E-6-1) 骨関節疾患にかかる理学療法

学修目標

- ① 骨関節疾患にかかる理学療法が実施できる
 - 変形性関節症
 - 骨折,脱臼,靭帯損傷
 - 関節リウマチとその近縁疾患
 - スポーツ損傷・外傷
 - 脊椎疾患
 - 腰痛症
 - 切断(断端形成,義足チェックアウトなど)
 - 肩関節周囲炎,腱板損傷
- ② 骨関節疾患にかかる理学療法について説明できる
 - その他の骨関節疾患

E-6-2) 中枢神経疾患にかかる理学療法

学修目標

① 中枢神経疾患にかかる理学療法が実施できる

- 脳血管障害(片麻痺を含む)
- 認知症
- 高次脳機能障害
- Parkinson 病とその関連疾患
- 脊髄小脳変性症〈SCD〉
- 脊髄損傷(頸髄損傷を含む)
- ② 中枢神経疾患にかかる理学療法について説明できる
 - 筋萎縮性側索硬化症〈ALS〉
 - 多発性硬化症〈MS〉
 - 外傷性脳損傷〈TBI〉
 - 脳腫瘍

E-6-3) 末梢神経筋疾患にかかる理学療法

学修目標

- ① 末梢神経筋疾患にかかる理学療法が実施できる
 - 末梢神経損傷 (腕神経叢損傷, 絞扼性末梢神経損傷を含む)
- ② 末梢神経筋疾患にかかる理学療法について説明できる
 - 筋ジストロフィー
 - 多発性筋炎,皮膚筋炎
 - 重症筋無力症
 - ニューロパチー (Guillain-Barré 症候群を含む)

E-6-4) 発達に関する理学療法

- ① 発達にかかる理学療法が実施できる
 - 脳性麻痺
- ② 発達にかかる理学療法について説明できる
 - 二分脊椎
 - 運動発達遅滞
 - 染色体異常 (Down 症候群など)
 - 骨系統疾患
 - 発達性協調運動障害
 - 先天性神経筋疾患
 - 早産児
 - 重症心身障害児

● 中途障害児

E-6-5) 内部障害系疾患にかかる理学療法

学修目標

- ① 呼吸器疾患にかかる理学療法が実施できる
 - 間質性肺炎
 - 慢性閉塞性肺疾患〈COPD〉
 - 結核性肺炎
- ② 呼吸器疾患にかかる理学療法について説明できる
 - 外科手術後
 - ICU 管理
 - 人工呼吸器管理状態
- ③ 吸引がモデルを用いて実施できる
- ④ 循環器疾患にかかる理学療法が実施できる
 - 末梢動脈疾患
 - 心不全(心筋梗塞,狭心症)
- ⑤ 循環器疾患にかかる理学療法について説明できる
- ⑥ 代謝系患にかかる理学療法が実施できる
 - 糖尿病
 - 肥満症
- ⑦ 代謝疾患にかかる理学療法について説明できる
- ⑧ 腎疾患にかかる理学療法について説明できる
 - 慢性腎臟病

E-6-6) 疼痛に対する理学療法

学修目標

- ① 急性痛を呈する方に対する理学療法について説明できる
- ② 慢性疼痛を呈する方に対する理学療法について説明できる
- ③ がん性疼痛を呈する方に対する理学療法について説明できる

E-6-7) 皮膚障害に対する理学療法

- ① 褥瘡に対する理学療法について説明できる
- ② 熱傷に対する理学療法について説明できる

E-6-8) がんのリハビリテーションにおける理学療法

学修目標

- ① がんのリハビリテーションにおける理学療法士の役割について説明できる
- ② がんのリハビリテーションにおける理学療法について説明できる
- ③ リンパ浮腫に対する理学療法について説明できる

E-6-9) ウィメンズヘルス・メンズヘルスにおける理学療法

学修目標

- ① ウィメンズヘルス・メンズヘルスにおける理学療法士の役割について説明できる
- ② ウィメンズヘルス・メンズヘルスにおける理学療法について説明できる

E-6-10) 精神疾患に対する理学療法

学修目標

- ① 精神疾患に対する理学療法について説明できる
 - 統合失調症
 - 気分障害(うつ病)
 - ストレス関連障害

E-6-11) その他の障害などについての理学療法

学修目標

- ① 視覚障害を合併する歩行・生活指導における理学療法について説明できる
- ② 前庭性めまいに対する理学療法について説明できる
- ③ 摂食嚥下障害に対する理学療法について説明できる
- ④ 排泄(排尿・排便)障害に対する理学療法について説明できる
- ⑤ 産科・婦人科領域の機能障害に対する理学療法について説明できる

E-7) 地域理学療法学

医学モデルから生活モデルへの転換を含めて、理学療法士は医療機関内に留まることなく、実生活の場で対象者支援を行うために必要な基本的知識を修得する。地域包括ケアシステムが展開されている現在、理学療法の領域の拡がりを見据えて、介護予防、健康増進、さらには、災害時支援・国際支援と視野を広げた医療機関以外での多くの活動についても理解する。

E-7-1) 地域理学療法の概念と実際

学修目標

① 地域理学療法における理学療法士の役割について説明できる

- ② 地域における理学療法について説明できる
- ③ 入所施設における理学療法について説明できる
- ④ 通所施設における理学療法について説明できる
- ⑤ 訪問における理学療法について説明できる
- ⑥ 地域包括ケアシステムにおける理学療法士の役割について説明できる
- ⑦ 地域における多職種連携について説明できる

E-7-2) 災害時の理学療法

学修目標

- ① 大規模災害時における活動支援の概要について説明できる
- ② 災害時における理学療法士の役割について説明できる

E-7-3) 国際支援における理学療法

学修目標

- ① 国際支援における理学療法士の役割について説明できる
- ② 国際支援に関わる基盤(国際協力機構(JICA)派遣など)について説明できる

E-7-4) 健康維持. 健康増進における理学療法

学修目標

- ① 健康維持、健康増進における理学療法士の役割について説明できる
- ② 健康維持、健康増進における理学療法について説明できる
- ③ 集団を対象とした指導方法について説明できる

E-7-5) 介護予防における理学療法

学修目標

- ① 介護予防における理学療法士の役割について説明できる
- ② 介護予防における理学療法について説明できる

E-7-6) 緩和ケア・終末期医療における理学療法

- ① 緩和ケアにおける理学療法士の役割について説明できる
- ② 緩和ケアにおける理学療法について説明できる
- ③ 終末期医療における理学療法士の役割について説明できる
- ④ 終末期医療における理学療法について説明できる

E-7-7) 産業理学療法における理学療法

学修目標

- ① 産業理学療法における理学療法士の役割について説明できる
- ② 産業理学療法における理学療法について説明できる

E-7-8) 学校保健および特別支援教育における理学療法

学修目標

- ① 学校保健および特別支援教育(通級指導を含む)における理学療法士の役割について説明できる
- ② 学校保健および特別支援教育(通級指導を含む)における理学療法について説明できる

E-7-9) スポーツ活動支援における理学療法

- ① スポーツ理学療法の概要と考え方について説明できる
- ② スポーツ活動支援における理学療法士の役割について説明できる
- ③ スポーツ活動支援における理学療法について説明できる
- ④ 障がい者スポーツ支援の概要と考え方について説明できる
- ⑤ 障がい者スポーツ支援における理学療法士の役割について説明できる

F 臨床実習

臨床実習の形態は、診療参加型臨床実習として実施される。臨床実習を通して、複数の臨床症例を経験することで、幅広い知見を蓄積することが重要である。また、臨床実習の履修に際しては、それまでの単位の取得のみならず、学生の実習前能力を的確に評価し、最終学年における総合臨床実習前には客観的臨床能力試験(OSCE)を実施することが望まれる。さらに、臨床実習終了後には学生の成長が確認できる適切な能力評価(例えば Post Clinical Clerkship OSCE など、事前の能力確認方法に対応した能力評価)を実施することを期待したい。

F-1) 理学療法の対象者との関係性構築

対象者を尊重し、共感的態度をもって、より良い・善い人間関係を構築できる。

学修目標

- ① 清潔で適切な身だしなみ、ことば遣い、礼儀正しい態度で対象者に接する
- ② 共感的態度をもって、より良い・善い人間関係を構築する
- ③ 周囲における自己の存在を意識した言動を行う
- ④ 自らが置かれた立場で、必要とされている要件を認識し、他者や指導者の助言などに対して適切に応答する
- ⑤ 対象者,家族のニーズ・要望などに対し,自身の感情を制御して接する
- ⑥ 対象者,家族にとって,相談しやすい雰囲気作りに心がける

F-2) チーム内での多職種との関係性および理学療法士としての役割

職場における理学療法士の役割と責任について理解し、その一員としての自覚のある言動をとることができる。

学修目標

- ① 医療職としての心得や職場内におけるルールを守る
- ② 部門におけるルールを理解し、診療プロセス(処方の確認、計画書、効果判定、カルテ 記録、算定手順など)を理解した言動をとる
- ③ 臨床実習指導者と十分なコミュニケーションを保って良好な関係を維持する
- ④ 積極的に理学療法スタッフや多職種と関わり、良好な関係を構築する
- ⑤ インシデント・アクシデントが生じた際には実習施設の手順に従って対応する
- ⑥ 守秘義務を果たし、プライバシーを守る
- ⑦ 臨床実習施設における多職種連携の展開について見学する

F-3) 理学療法プロセスの理解

実習生の見学・模倣に際して,理学療法の流れを理解するとともに,臨床内容の意義を理解した言動をとることが求められる。認知スキルについては,状況に応じて自らの考えを模倣的に発

する経験を積めるようにすることを目標とし、そのためには、まず、チーム職種の考え、行動を 理解することを求める。したがって、学修目標で掲げる「説明する」内容は、学生自身が考えた オリジナルの内容ではなく、チーム職種が考えた臨床推論について説明できることを示している。

なお、臨床実習においては、学生が理解し、指導者と同じ視点で考え、カンファレンスなどで 意見交換ができるようになることが大切であるが、学生が考えた治療プログラムを対象者に提供 することとは次元が異なるので留意する必要性がある。

学修目標

- ① 検査項目・情報収集項目の抽出・取捨選択の理由を説明する
- ② 検査結果の関連性について説明する
- ③ 対象者が抱える課題を抽出し、その抽出理由について説明する
- ④ 対象者の治療目標を設定し、その設定根拠について説明する
- ⑤ 理学療法プログラムを選択し、その根拠について説明する
- ⑥ 理学療法の即時効果を確認し、その内容について説明する
- ⑦ 実施内容を診療記録に記載する
- ⑧ カンファレンスでの症例提示内容について説明する

F-4) 対象者に対する理学療法実践

日本理学療法士協会が「臨床実習の手引き」で提示する水準1に該当する臨床行為について、 臨床実習指導者の監督・指導の下で実施すべき項目とする。

F-4-1) リスク管理

学修目標

- ① スタンダードプリコーションが実施できる
- ② バイタルサインの計測を実施する
- ③ 意識レベルの評価を見学し、可能ならば実施する
- ④ 各種モニターの使用ができる

F-4-2) 理学療法評価

- ① 情報収集(診療記録,画像所見,部門内,他部門を含む)を実施する
- ② フィジカルアセスメント (問診・視診・聴診・触診) を実施する
- ③ 基本的な検査測定を実施する
 - 形態計測
 - 感覚検査
 - 反射検査

- 筋緊張検査
- 関節可動域計測
- 筋力検査
- 運動耐容能
- ④ 姿勢観察を実施する
- ⑤ 動作観察を実施する
- ⑥ 疼痛の評価を実施する
- ⑦ 日常生活活動評価(手段的日常生活活動を含む)を実施する
- ⑧ 運動器疾患に関する個別検査を実施する
- ⑨ 中枢神経疾患に関する個別検査を実施する
- ⑩ 内部障害に関する個別検査を実施する
- ① 各種発達評価を実施する

F-4-3) 理学療法治療技術

- ① 運動療法を実施する
 - 関節可動域運動
 - 筋力増強運動
 - バランス練習
 - 基本動作練習(随意性の促通を含む)
 - 移動動作練習
 - 日常生活活動練習
- ② 物理療法を実施する
 - 温熱療法
 - 寒冷療法
 - 電気刺激療法
 - 超音波療法
 - 水治療法
 - 光線療法
 - 牽引療法
- ③ 義肢装具療法を実施する
 - 長・短下肢装具の適合性の確認
 - 長・短下肢装具の調整
 - 福祉用具の選択
 - 車いすの適合性の確認

- 車いすの調整
- 歩行補助具の調整
- 歩行補助具の使用方法の説明

F-5) 地域理学療法における臨床実習

地域理学療法の場面での経験を通して、地域包括ケアシステム(特に、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション)における理学療法士の役割を理解し、地域包括ケアシステムに関与する関連専門職の役割を理解する。

- ① 通所リハビリテーション利用者(個別,集団)に対する理学療法を見学する
- ② 通所リハビリテーション利用者に対する理学療法の一部を経験する
- ③ 訪問リハビリテーション利用者に対する理学療法を見学する
- ④ 訪問リハビリテーション利用者に対する理学療法の一部を経験する
- ⑤ ケアプランの立案過程を見学する

付録資料

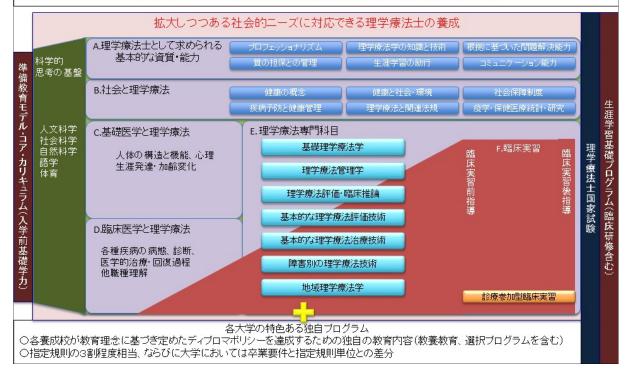
資料1 他職種のモデル・コア・カリキュラムとの大項目対比表

	医学教育モデル・ コア・カリキュラム 平成28年度改訂版	歯学教育モデル・ コア・カリキュラム 平成28年度改訂版(案)	薬学教育モデル・ コア・カリキュラム 平成25年度改訂版	看護学教育モデル・ コア・カリキュラム 平成29年度改訂版(案)	理学療法学教育モデル・ コア・カリキュラム大項目案	中項目
А	医師として求められる基本的 な資質・能力	歯科医師として求められる基 本的な資質と能力	薬剤師として求められる基本 的な資質、基本事項	看護系人材として求められる 基本的な資質・能力	理学療法士として求められる基本的な資質・能力	プロフェッショナリズム 理学療法学の知識と技術 根拠に基づいた問題解決能力 室の保証と安全の管理 生涯学習の励行 コミューケーション能力
В	社会と医学・医療	社会と歯学	薬学と社会	社会と看護学	社会と理学療法	健康の概念 健康之社会・環境 社会保障制度 疾病予防止健康管理 理学療法と関連法規 疫学・保健医療統計・研究
С	医学一般	生命科学	薬学基礎	看護学一般	理学療法実践の基本となる基礎医学	生物としての人間理解 活動体としての人間理解 ライフステージを通した人間理解 人間の生活に影響する疾病・障害の理解 薬物による人間反応の理解
D	人体各器官の正常構造と機 能、病態、診断、治療	歯科用医療機器(歯科生体 材料、歯科材料・機器)	衛生薬学	看護学実践の基本となる専 門基礎知識	理学療法実践の基本となる臨床医学	医学概論 リハビリテーション医療・多職種連携 各種疾病の病態、診断、医学的治療・回復過程
Е	全身に及ぶ生理的変化、病態、診断治療	臨床歯学	医療薬学	多様な場における看護実践 に必要な専門知識	理学療法実践に必要な専門知識・技術 他・態度の醸成	基礎理学療法学 理学療法管理学 理学療法評価·臨床推論 基本的な理学療法評価技術 基本的な理学療法治療技術 障害別の理学療法技術 地域理学療法技術
F	診療の基本	相互演習(実習)、模型実習・シミュレーション実習	薬学臨床	臨地実習	臨床実習 「臨床実習教育ガイドライン」を含む	理学療法の対象者との関係性構築 多職種連携 診療参加型臨床実習 理学療法プロセスの理解 理学療法実践 地域理学療法における臨床実習
G	臨床実習 「診療参加型臨床実習実施 ガイドライン」(参考例)を含む	臨床実習	薬学研究	看護学研究と専門性の発展	理学療法学準備教育ガイドライン	人文科学 社全科学 自然科学 語体
Н			薬学準備教育ガイドライン			

資料2 モデル・コア・カリキュラム概念図

理学療法学教育モデル・コア・カリキュラム 概要

- ◇学生が卒業時までに身につけておくべき,必須の実践的能力(知識・技能・態度)について、その「ねらい」と「学修目標」を明確化
- ○指定規則で定められる履修時間数(単位数)の7割程度を目安としたもの(具体的科目名ではなく、修得能力・項目として提示)
- ○冒頭に「理学療法士として求められる基本的な資質」を記載,患者中心の医療及び医療の安全性確保も明記
- ○理学療法学の基礎となる基礎科学については、別途「準備教育モデルコアカリキュラム」として作成予定
- ○卒前教育の到達目標は「ある程度の助言を受けながら基本的な理学療法を実施できるとともに自ら学ぶ力を育てる」とする



資料3 指定規則と本コア・カリキュラムとの対比表

	指定規則	¬マ-+!!ナ-=!		
	教育内容	単位数	コア・カリキュラム	
	科学的思考の基盤	14	A-1),A-2),A-3),A-4),A-5),A-6)	
基礎分野	人間と生活			
	社会の理解		B-1),B-2)	
	人体の構造と機能及び心身の発達	12	C-1),C-2),C-3)	
専門基礎 分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	14	C-4),C-5) D-1),D-2),D-4),D-5),D-6),D-7),D-8),D-9),D-10), D-11),D-12),D-13),D-14)	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	4	B-3),B-4),B-5),B-6) D-3)	
	基礎理学療法学	6	E-1)	
	理学療法管理学	2	E-2)	
専門分野	理学療法評価学	6	E-3),E-4)	
サロガギ	理学療法治療学	20	E-5),E-6)	
	地域理学療法学	3	E-7)	
	臨床実習	20	F-1),F-2),F-3),F-4),F-5)	

資料4 国家試験出題基準と本コア・カリキュラムの対比表

	国家試験出題基準	コア・カリキュラム	
	教育内容	コア・カリキュラム	
	人体の構造と機能及び心身の発達	C-1),C-2),C-3)	
専門基礎 分野	疾病と障害の成り立ち及び回復過程の促進	C-4),C-5) D-1),D-2),D-4),D-5),D-6),D-7),D-8),D-9),D-10), D-11),D-12),D-13),D-14),D-15)	
	保健医療福祉とリハビリテーションの理念	B-3),B-4),B-5),B-6) D-3)	
	基礎理学療法学	E-1),E-2)	
	理学療法評価学	E-3),E-4)	
専門分野	理学療法治療学	E-5),E-6)	
	地域理学療法学	E-7)	
	臨床実習	F-1),F-2),F-3),F-4),F-5)	

後記

平成32年度の指定規則改正にあわせて、養成施設における教育の指針とするべくモデル・コア・カリキュラムを作成した。本モデル・コア・カリキュラムにおいては、指定規則と齟齬のないように用語を検討した。したがって、「障害」という用語も頻回に使用されているが、「障害」の概念、その使用の妥当性については議論されているのも事実である。今後は理学療法に関する用語について、学会において検討する場が必要となるであろう。また、指定規則改正で示されたQ&Aにおいて、日本理学療法士協会が策定したモデル・コア・カリキュラムを参考にすることが推奨されている。将来的には、医師や看護師などと同様に文部科学省または厚生労働省が主体となり作成されることが望まれるが、本モデル・コア・カリキュラムがその基盤になることを切に願っている。さらに、高齢者人口がピークを迎える2040年を視野に入れ、この先5年ごとに指定規則の見直しが行われることになっている。当然、次の指定規則改正に向けて、エントリーレベルの理学療法士が修得しているべき知識・技術・態度について、継続的に検討されることが必要である。

一方、理学療法士養成施設を志望する学生の受入については、文部科学省を中心に高大接続改革が推進されており、そのような状況に対応するべく「理学療法準備教育モデル・コア・カリキュラム」についても早急に検討していくことが必要となっている。加えて、免許取得後には、高度専門職として生涯学習システム(認定制度を含む)のアドバンスド・モデル・コア・カリキュラムも社会からは求められている。準備教育からアドバンスド教育までの一連のモデル・コア・カリキュラムが整備されることで、理学療法士が有するべきコンピテンシーの明確化が図られるとともに、理学療法士の質をさらに向上させるべく卒前・卒後教育が展開されていくものと期待している。

最後に、あらためて用語の検討・整備ならびにモデル・コア・カリキュラムの継続的検討の必要性があることを付して終わりとする。

作成メンバー

日本理学療法士学会コア・カリキュラム検討委員会 大西秀明(新潟医療福祉大学理学療法学科) 沖田実(長崎大学生命医科学域・保健学系) 小林賢(慶應義塾大学病院リハビリテーション科) 酒井吉仁(富山医療福祉専門学校)

- ○日髙正巳(兵庫医療大学リハビリテーション学部) 三宅わか子(星城大学リハビリテーション学院)
- ○:委員長

日本理学療法士学会運営審議会議長 網本和(首都大学東京大学院人間科学研究科)

日本理学療法士学会担当審議員 藤澤宏幸(東北文化学園大学医療福祉学部)

> 発行 平成31年1月13日 公益社団法人日本理学療法士協会 日本理学療法士学会